

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 15 回定例
11 月 11 日（月）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 25 年 11 月 11 日に教育委員会第 15 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 25 年 11 月 11 日 (月) | 開会 | 14 時 |
| | | | 閉会 | 16 時 45 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 浜 田 修 | スポーツ振興課課長補佐 | |
| | | 橋 本 勝 | 静西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |
| | | 笹 原 千賀子 | 文化財保護課主幹 | |

4 その他

(1) 第 29 号・第 30 号・第 31 号・第 32 号・第 33 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 9 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 33 号議案と報告事項 9 は人事案件であり、報告事項 8 は調整中の
案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 33 号議案と報告事項 8 ・ 9 を非公開とし、今回は非公
開案件から審議を始める。

< 非 > 第 33 号議案 平成 25 年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰候補者の決定
非公開

< 非 > 報告事項 9 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第 1 次選考試験の結果
非公開

< 非 > 報告事項 8 平成 26 年度当初予算部局調整案提出予定主要事業

委 員 長： 報告事項 34 頁「報告事項 8 平成 26 年度当初予算部局調整案提出予
定主要事業」について、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 「2020 東京オリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業費」であ
るが、今回新規の案件であり、具体的な事業概要が見えないのに予算
が認められている。この中には、今すでに行われている、高校の教員
を部活動が強い大学に一年間留学させることなども含まれているのか。
具体的なことが見えないが、スポーツの普及と競技力の強化は違って
いると思うし、7年後を見据えて中学生をターゲットにして支援して
いくのか。もしくは、今すでにオリンピックの選手となっている者を
支援していくのか。

スポーツ振興課課長補佐： 今回のスポーツ推進事業費には、候補選手の支援とスポーツの普及の
2つの事業がある。候補選手の支援については、オリンピック競技とな
っている 28 競技の団体に聞き取りを行い、本県出身あるいはゆかりの
選手で東京オリンピック候補選手になりうる者がどれくらいいるか調査
した結果、約 60 人の選手が挙がってきた。まだ精査はしていないが、
この 60 人の選手を目安に個人を支援していく事業であり、金額として

は1億円の予算のうち6千万円を予定している。新たな選手の発掘や指導員養成ではなく、今競技団体が候補として挙げている選手の具体的な強化が中心である。

溝口委員： 全柔連のような公金不正がないようにしてほしい。ガバナンスの問題であり、公益法人ではない親睦団体では、巨額の公金が適切に処理されているか疑問である。6千万円が選手に行き届き、どのような成果がでるのか、しっかりビジョンを持って行ってほしい。なお、もう一方の普及事業の内容はどうか。

スポーツ振興課課長補佐： 普及事業へは4千万円を予定している。そのうち3600万円は体育協会の傘下に入っている40競技のうち、オリンピック種目となっている28団体があるが、広くオリンピックの追い風に乗って静岡県のスポーツ風土を高めていくために、28競技に限らず40団体に対して様々な企画へ補助していくものである。そのため、県民が誰でも参加できるスポーツということで、ニュースポーツやレクリエーション団体等でも、オリンピックを機に県民のスポーツ熱を高めるための活動に対して補助していく。

溝口委員： この中にはパラリンピックへの補助は含まれるのか。

スポーツ振興課課長補佐： 今の時点では含んでいない。

溝口委員： 2020年の大会も「東京オリンピック・パラリンピック大会」として連動しているので、オリンピックとパラリンピックの連携を進めてほしい。パラリンピックの候補選手の強化はしないのか。

スポーツ振興課課長補佐： スポーツ分野の棲み分けがあり、パラリンピックは健康福祉部の障害者政策課が担当しており、そちらのほうで新たな事業が出てくるのではないかと思う。ただ、確認はしていないので、今後連携を図っていきたい。

溝口委員： 例えば水泳の世界でも、かつてパラリンピックの選手はナショナルトレーニングセンターを使用できなかったことがあった。静岡県の場合でも、車椅子バスケットで体育館使用に制限があったりする。障害者スポーツ協会の競技団体とリンクすることも推進事業になっていくと思うので、連携してほしい。

スポーツ振興課課長補佐： 検討していく。

委員長： オリンピックに関連して予算をつけるのは構わないが、この予算はオリンピック開催の7年後までこの規模で続くのか。もう一つは、競技団体にお金が渡ったときに、実際の強化費用に使われずにその役員の私費になる可能性もあるので、県の予算が不明朗なかたちで消化されないよう見ていく仕組みづくりをしっかりとしてほしい。

教育長： ちなみに「2020」は「フ・レー・フ・レー」と読むとのことである。

スポーツ振興課課長補佐： 事業名は「2020東京オリンピック」と書いて、正しくは「フレイフレイ東京オリンピック」と呼ぶことになっている。

金子委員： 「県立図書館資料充実費」であるが、当初8200万円の予算はどのような資料で、紙媒体と電子媒体の比率はどれほどか。紙媒体と電子媒

体については、場所や維持管理など総合的に考えていかねばならないと思う。

中央図書館長： システム更新が平成 27 年に行われることになっているが、電子関連書籍は別途の予算であり、この「県立図書館資料充実費」については、CD-ROMやDVDの購入にも若干は支出しているものの、紙媒体の書籍が主である。しかし、資料充実費すべてを本の購入に充てるのは厳しく、一部は管理費にも回しているのが現状である。

金子委員： CD-ROMは紙媒体の比率はどれくらいか。

中央図書館長： 概算であるが、一般図書に5千万円弱、CD-ROMやDVDに50万円程度、そして雑誌等に2千万円である。

金子委員： 雑誌は継続的に購入しているのか。また、国外の雑誌も購入しているのか。

中央図書館長： 海外の雑誌も科学分野を中心に購入している。継続性が非常に重要であり、一旦購入を決定した雑誌は、その後も継続して購入していく。

金子委員： 了解した。

委員長： 「青少年の国際交流推進事業費」にモンゴル、中国浙江省、台湾などとの交流があるが、現在、日本と韓国の関係が悪化し、そのときの大統領や首相というトップの関係によって日本でヘイトスピーチも行われるなどお互いの感情も良くなる。韓国は近隣で大切な国の一つなので「何かできないものか」と考えたときに、モンゴル、中国浙江省、台湾などとの交流に予算を追加するのではなく、韓国との交流も追加して和やかな関係が作れないか。特に若い人達が偏見を持たずに関係を作ってほしい。一度交流を始めると相手国が固定化されてしまい、予算がなくて他の国との交流はできないが、どのような交流ができるか他国の調査費も加えて次年度の予算化に向けて調査してほしい。

斉藤委員： 韓国との関係改善への努力は賛成である。

教育長： 地域外交課も韓国との窓口を持っているので、予算要求の兼ね合いについても連携し、韓国の青少年との交流についても検討していく。

財務課長： 地域外交課ですで行っているのの後追いになるが、教育委員会の活動としては協定締結後の子どもたちとの交流が中心になるのではないかと思うが、今後も検討していく。

委員長： 在日韓国人は人数も多く、日本人と同じ生活をしている。両国のトップ同士の対立は彼らにとっても辛いことであると思う。何らかの形で若者も意識すべきである。人権問題の根幹は、他国に対する差別意識の是正であると思うので、ぜひ検討してほしい。

他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項8を了承した。

【会議の公開】

委員 長： ここで会議を公開とする。

第 29 号議案 平成 26 年度静岡県立高等学校生徒募集計画

委員 長： 議案書 1 頁「第 29 号議案 平成 26 年度静岡県立高等学校生徒募集計画」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 議案についての説明 >

第 30 号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書 15 頁「第 30 号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、小関高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 質問が 3 点ある。まず 1 点目であるが、浜松西高校中等部と清水南高校中等部の内部進学生が高校へ進学する際には、一般と同じ高校入試を受けるのか。

高校再編整備室長： 沼津市立沼津高校も含めたこの 3 校は併設型で 6 年間を通したカリキュラムを設けており、内部進学の際の入試はない。

溝口委員： 2 点目であるが、天竜高校春野校舎の生徒募集で 1 学級減少となるが、長期欠席生徒の枠が減少するのか。

高校再編整備室長： これまで 2 学級定員の募集であったが、分校化されることで 1 学級の募集となるということである。長期欠席生徒選抜についてはこれまでどおり若干名の募集で、変更はない。

溝口委員： 3 点目であるが、清水東高校が学級減となる理由は何か。

高校再編整備室長： 今春の募集では、全県で中学校卒業者が減る中で、中学校卒業者数が増えた静岡市内で 3 学級増となった。来春は全県的に増加する中で、静岡市は中学校卒業者が減少するので学級数も減となるということである。

教育 長： 今春 1 学級増えた分を元に戻した、ということである。

溝口委員： 今春、学級増にしたということか。

高校再編整備室長： 中学校卒業者数の動向や入試状況をふまえて、清水東高校で 1 学級増とした。

委員 長： 平成 26 年度は中学校卒業者数が増えるが、中長期的な人口動態としてはまた減少していく見込みなのか。

高校再編整備室長： 過去数年間は増減を繰り返し、来年度は増加するが、平成 27 年度以降は減少傾向に転じていく。

委員 長： それによって再編計画を修正する必要はないのか。

高校再編整備室長： 中長期予想をふまえて計画を立てており、修正は考えていない。

委員 長： 地域的に見ると、西部で学級数が増えて中部や東部はそうではないということだが、西部で人口が増えているということか。

高校再編整備室長： 中学校卒業者数の変動が西部で大きいということである。県全体で今

春と比べて 624 人増えると申し上げたが、そのうち 5 百人以上が西部の生徒であり、増加のほとんどが西部ということになる。

委員 長： 過去も同じような状況があるのか。

高校再編整備室長： 今春については、県全体で減少する中で静岡市が増加しており、地域による規則性は特にはない。来年度はたまたま西部で増加するということである。

委員 長： 西部の高校がマンモス化する一方で、東部では学校の生徒数が減っており、今後の調整が必要である。学校の統廃合についても 5 年後、10 年後を見通して再編整備を進めるべきであり、変更の必要性を確認したいので資料を提示してほしい。

質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第 29 号・第 30 号議案を原案どおり可決する。

第 31 号議案 静岡県指定文化財の指定

委 員 長： 議案書 38 頁「第 31 号議案 静岡県指定文化財の指定」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 議案についての説明 >

第 32 号議案 静岡県指定文化財の指定

委 員 長： 議案書 43 頁「第 32 号議案 静岡県指定文化財の指定解除」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 今回、只木遺跡は指定解除されるが、今後、他にも解除される文化財はあるのか。

文化財保護課長： 今の時点では確認していない。

斉 藤 委 員： 国内で残る 6 か所のみが旧石器時代の人骨ということであるが、県内では浜松市浜北区の根堅遺跡のみか。

文化財保護課長： そうである。ただ、根堅遺跡は石灰岩の採取場なので、遺跡は整備されておらず、出土した人骨のみが東京大学で保管されているという状況である。

委 員 長： 新たに指定された仏像は保存状態も良いが、一般公開されているのか。

文化財保護課主幹： 日常的に公開しているが、文化財の指定が明らかになると防犯上の問題があるので、報道関係にも配慮をお願いしている。地元でも信仰の対象として拜まれている状態である。

溝 口 委 員： 文化財指定の非公開は、仏像そのものではなく、文化財指定の報道と

いうことか。

文化財保護課長： そのとおりである。

さて、ここで別の報告をさせていただく。先月、国宝を含む国の重要文化財が各地で所在不明になっているという報道がなされた。全国で76点であり、本県では国宝の刀剣を含めて該当が8点と報道された。これは平成21年度の文化庁が実施した個人所有の国指定文化財のアンケート調査の結果を、今回文化庁に再確認した上で回答したものである。しかし報道後に文化庁から追加情報が届き、この8点のうち国宝を含む4点は県外で届出がなされていることが判明したため、現時点で本県では4点が所在不明ということになる。これから国が国指定文化財の所在確認調査をする予定なので、県指定文化財についてもこの調査に合わせて再度所在確認を実施していく予定である。

委員 長： 文化財指定を受けるのは名誉なことであるが、保管義務が生じて所有者にとっては経済的負担が大きくなる。その一方で、収集家は非常にほしがっており、保管への財政的な公的援助がないと金銭に換えられてしまう恐れは今後もあると思う。この点について文化庁から対策への指示はあるのか。

文化財保護課長： まだでてきていない。

委員 長： 特に援助がなければ、資産を管理している寺院にとっても負担は大きいと感じる。

さて、他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第31号・第32号議案を原案どおり可決する。

委 員 長： 続いて、報告事項1から報告事項4まで一括して事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば伺う。

報告事項1 「『有徳の人づくり』アクションプラン」の進行管理等

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 「『有徳の人づくり』アクションプラン」の進行管理等」について、渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

報告事項2 平成25年度決算特別委員会の審査概要

委 員 長： 報告事項14頁「報告事項2 平成25年度決算特別委員会の審査概要」について、河野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

報告事項3 学力向上に関する取組等

委員 長： 報告事項 16 頁「報告事項3 学力向上に関する取組等」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

報告事項4 グランドデザインに関するアンケート結果等

委員 長： 報告事項 23 頁「報告事項4 グランドデザインに関するアンケート結果等」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 「学力向上に関する取組等」についてである。今回、「学力向上のための提言」を具体的に出してもらったが、実際にフォローアップシステムの説明用のイメージ図をここで提示できないか。

小中学校教育室長： 今は資料がないので、後ほどお渡しする。

溝口委員： 家庭学習について、秋田県では家庭学習用のノートを活用していたが、そのような具体案は出ているのか。「子どもを褒めよう」など励ましかりで、集中できる環境をつくろうなどの具体性が見えてこない。学習のポイントについても、個人差もあるし、小学校の低学年と高学年でも違ってくる。義務教育は年齢層も広いので、家庭学習についても具体的な提案を示してほしい。

小中学校教育室長： 年齢や子どもたちの実態によって方法も違ってくるため、具体的な提案は難しい面もある。ただ、御指摘の通り、各学校で具体的な取組をやるよう呼びかけていきたい。

金子委員： 資料 16 頁に 11 月 6 日の「市町教育委員会教育長正副会長と県教育長との協議」で出された意見の集約がまとめられているが、自分も参加していて核心部分の内容が少し違っているように感じる。「協議の主な意見」に「学力向上に向けた市町教育委員会と県教育委員会が連携して取り組めること」とあるが、市町の代表者からは「総論は不要であり、方針はわかった。そうではなく授業をどのように現場の先生がやったらよいかという具体策を、県の指導主事が直接学校に教えてほしい」という圧倒的な意見があった。「方針はもういい」と言っており、具体策が当日のキーポイントであった。そのことを把握できているのか。

また、それに向けた「静岡県の子どもの学力向上のための提言」であるが、第2項の「教員の指導力向上に努めます」の中に「県・市町教育委員会は、効果的な研修を実施するとともに県内外の特色ある教育実践の情報を提供するなど、教員の指導力向上に努めます」とあるが、講師の話はもう十分であり、現場では実践例が求められていると思う。「現場は本当に困っており、総論を言われても現場は分からないので、静岡県教育委員会事務局の指導主事が英知を結集して、具体的な対応

策を示してほしい」という懇願であったと感じた。

なお私見であるが、諸外国では文章の形式が決まっており、幼い頃から習得している。まず結論を述べて、理由を挙げ、次に事例を示して、最後にまとめを行う。そのような社会の中で子どもたちは幼児教育を受けて「最初に結論がある」という段落の読み取り方を教わる。この形式は新聞記事にも似ているかもしれない。まず最も伝えたい見出しがあり、概略があって事例が述べられている。テレビのニュースでも、冒頭に核心を行ってから概略を説明してニュース映像を流す。PISA型はグローバルスタンダードになってきており、諸外国では幼児教育から「国際会議でもそのように発言すべき」と教えて訓練する。日本では定着していないが、現場は「PISA型でやれ」と言われて混乱している。その訴えだったと思う。

学校教育課長： 資料 16 頁の「学力向上に向けた方針や具体策について研修主任に直接指導する場を設定してほしい」「指導主事の学校訪問での指導が学力向上に向けて、非常に重要」などについて御意見をいただいた。報告のまとめ方については、金子委員の御指摘の通り、より明確にすることを意識して改善していきたい。

そして、本日の市町教育委員長・教育長会でも、県の方針を説明してきた。このことを皮切りに、校長会や研修主任会でも指導主事の言葉を通して「県のこれまでの教育方針は間違っていたのではなく、より指導要領に明記されていることを明確に評価していく」よう指導する。現場の教員が迷わないように、どのように授業したらよいかを確認していきたい。

斉藤委員： 「今までの国語の読解と違うことを、グローバルスタンダードとしてやっていかなければならない」という御指摘があった。それに関して、提言の実践例の中に「質の高い読書活動を支援します」とあるが、質の高い読書とは何か。何でもいいから読むとかケータイ小説を読むレベルから卒業しないと、次に続いていかない。質の高い読書指導のためにはそこも踏まえてやっていかねばならない。

また、フォローアップシステムの話もあったので実際に見てみたいと思うが、現場の先生方は使い方が分かっているのか。せっかくあるのに適切に活用できないのではいけない。その研修もやってほしい。

それから、家庭学習が必要という論議についても、提言の第4項に「子どもが主体的に家庭学習に取り組む環境を大切にします」とあるが、抽象的過ぎである。現実には子どもは家庭学習をやりたくないの、先生が宿題を与えなければならない。家庭学習の重要さの認識はみなが共有しているが、ではどうしたら家庭学習に取り組ませることができるのか。実践例に「個人プロフィールを活用して、子どもや保護者に学習目標を持たせよう」とあるが、ここが一番基本である。他の子どもと比べるのではなく、「この子にとって、ここが学習の目標だ」と個別に指示を与えて目標に到達させるようにしてほしい。そこ

を具体化させてほしい。

高橋委員：今の個人のレベルに合わせて、保護者にも働きかけるのは本当に有効だと思う。「あなたのお子さんは、算数がすべてできないのではなく、ここの部分ができないので、家庭で見てほしい」と言われれば、保護者も対応しやすい。丁寧に、かつ強く言ってほしい。「御家庭で家事もやらなければならないが、少しの間は子どものそばについて勉強を見ていて」と小学校レベルでは強く言ってもいいと思う。言われた側も「この学力を今のうちに身につけさせたいので、これだけお願いします」と言えば、御理解いただけると思う。きめ細かくより具体的に、とはそういうことだと思う。そうすれば苦手な部分を少しずつ改善でき、子どもが宿題に取り組むことも自然に定着していくと思う。具体的に、もう少し強く、御家庭を指導してもよいと思う。

また、11月6日の協議に参加し、市町教育委員会が具体的に動いていると実感した。県としてできることは、良い取組をした市町の具体例をつなげていくことである。「具体的にこの学校の」とはできないが、取組の成果について情報共有をすることは市町間では難しいので、スピーディーに実践例を取りまとめることが県教育委員会の役割である。それによって県内の格差もなくなるので、「提言具現化のための実践例」をより具体的に示せるようにしてほしい。

溝口委員：親としてはチア・アップシートの家庭版もほしい。今はどの学力が足りないのかが分かるようになっており、webなどにアクセスして家庭でも取り出せるようにすると、家庭が自主的に動ける。

教育長：金子委員の御指摘のとおり、県の指導主事が学校に出向いて自信を持って授業改善の指導できるよう、今年度中に指導力育成の研修をしなければいけないと思う。総合教育センターや学校教育課と連携しながら、指導主事全体の共通理解を図っていけるようにしたい。また、「具体的施策で県がどこまで踏み込めるか」であるが、踏み込みすぎると「学力向上は市町教育委員会の問題だ」という意見も出てくる。私としては、すべての市町教育委員会に依頼しており、学力向上に向けた具体的な議論を市町でやってもらい、その市町に合った実践例を進めてほしい。そしてそれを集めて、県が県下全体へ情報提供したい。御指摘をいただいたので、この定例会後の学力向上対策本部でも教育次長を中心にさらに踏み込んだ議論をしていきたい。

金子委員：欧米では底上げを目指すとき、あまり例を挙げてはいけないと言われている。難局を乗り切るためには意思統一が必要であり、シンプル・イズ・ベストである。生徒1人だけを伸ばすということなら別だが、全体の底上げであれば、事例が数多くあっては現場では判断材料もなく選べないので、県で選択して手法として指導の型を伝えるべきである。例えば、病気を根治するとき、薬の投与や手術などいろいろな手法があるが、全部示されても患者は困るので、医者が取捨選択しないといけない。細かい一つの事例であれば批判もあるかもしれないが、

大枠であればいいと思う。シンプルこそが現場を混乱させないコツである。

委員長：話を聞いていると、静岡県の子どもたちの思考と教育委員会の思考は近いように感じる。「完璧に学習計画を立てないと、行動できない」「完璧に理解しないと、答えが出せない」「完璧に理解して自分が正解だと自信が持てなければ、回答しない」、これが静岡県の子どもたちであり、それにより無回答率が非常に高かった。教育委員会でも 100 パーセントの解決策を議論しているが、時間がかかるだけである。議論の余地はなく、やるべきことのコンセンサスはできつつある。過去問をやる、家庭学習のために宿題を出す。宿題はその日の授業内容をやることであり、授業とは全国学力・学習状況調査で求められている学力を身に付けさせることである。その授業が自分一人で行えるかどうかを復習することが家庭学習である。これからの半年間でやるべきことは分かっており、その先のことはその後で考えればよい。そうしないと、模範解答を作ろうと議論をしているうちに子どもは中学生や高校生になり、学力面で取り残されてしまう。「今必要なことは何か」というコンセンサスはできているので、それをやらせないといけない。そのことを市町教育委員会や学校現場が求めている。理想論を言ってしまうと理想と現実でどちらを優先すべきか迷うが、今は現実に立ち帰るべきであり、理想はその後でよい。そのことを今日の全体会議で申し上げた。民主主義はややこしく、いろいろな人から批判され、どのようにやったらいいのか迷うが、民主主義の基本は行政を任せている人の信頼を勝ち得ることである。信頼を損なったのは、全国学力・学習状況調査の結果であり、正答率を全国平均まで戻して信頼を回復してから、理想の教育が始まる。今は信頼がなく、「今の学校の先生に任せていいのか」「今の教育委員会に任せていいのか」という不安があり、それを解消してから次に進むしかない。壮大な計画を立てるために半年や一年をかけて、その間に何も行動しなかったら意味がない。残る半年間で実績を上げて信頼が集まれば、もっと自由にやれるし外部からの注文も減るだろう。

溝口委員：学力問題が表面化してから 2 か月ほど経っているが、スピード感が落ちてきており、学力向上集会のときの意識改革の高揚感がなくなってきたように感じる。早くアクションに移さないといけない。今の話を聞いていると市町に任せっぱなしのようにも感じる。県としての方針を持って行動に移すべきであり、年内にやらないと来年度の全国学力・学習状況調査には対応できない。

委員長：なお、やった実例は報告してほしい。報告がないのは、やっていないということである。コンセンサスはできている。資料には書けないことでも言葉では伝えることはできるので、報告をお願いする。

学校教育課長：10月24日の学力向上集会で、校長先生や管理職で意思統一ができた。11月6日の市町教育委員会教育長正副会長と県教育長との協議では、

今回の学力問題に関して各市町と各学校の実態に応じてすでに市町が動いているという報告が多くあった。今日の市町教育委員長・教育長会でいただいた提言については静岡県として共有して取り組んでいく。

その上で、各市町・各学校がPDCAサイクルのチェックをして具体的な対応をしていくことを、後押しし、支援することが県の役割である。集会から2週間であるが、今、着々と実践を積み上げて情報を発信している。今後も具体的な取組を一つ一つ積み上げていきたい。

委員長： 危機感を持ってやっていただいているが、危機感だけでは前に進まない。「ぜひ来年4月の調査で結果を出してほしい。そうでないと、いくら議論し努力しても理解されない。我々の教育の自由のためである。民主主義の世界では、我々行政は県民や知事から信頼されてはじめて自由を持てる。我々が自由に行動するための第一歩を踏み出そう」ということが、今日私が伝えたいことである。では、学力向上については以上である。

次に「『有徳の人づくり』アクションプラン」の進行管理等についてである。静岡県の「有徳」は捉え方が積極的でなく受動的なところがある。見えないような徳としての「陰徳」があり、中西進先生のお話では「陰徳は大正時代に流行った言葉で、徳というものはもう少し積極的なものだ」とのことであった。中西先生は、「『行人偏』に『直』なる『心』で、『徳』になる」と漢字を分解して説明された。これを応用して「行人偏」のかわりに「耳偏」にすると「聴」になるが、素直な心で人の話を聴くことであり、これは教育にとっても大事な要素である。「徳」は必ずしも受動的なものではなく、もっと積極的なものでなければならない。

溝口委員： 資料3頁に「県教育委員会の活動に関心がある」の結果があり、今年は昨年よりも上がっているが、平成22年度に74.4パーセントで関心が高かったものがここ3年間60パーセント台に落ちてきている。教育委員会の活動について発信するようにはなってきているが、過去にはもっと関心があったので、カメラの向こうに県民がいることを意識して努力しないといけない。

委員長： アクションプランでも「やりました」ばかりで、やった結果がない。「講習会をやったけれど、その結果はどうか、という点が甘いので、そこを工夫してほしい」とかつて申し上げた。メンタルヘルスについても、「講習会をやりました」ではなく鬱や不登校が実際に減らないと意味がない。「授業が分かる」「確かな学力の育成」の回答も90パーセント前後であるが、第三者から検証されるようなことをやったのか。実際は学習指導要領に明記されたやるべきことをやっていなかったから、正答率が低かったのである。「県主催の研修会には参加した、しかし学力が上がらない」では仕方がない。そこを見ていくべきである。

教育政策課長： 『有徳の人』については、総合計画の大項目なので変更できないが、

この後の教育委員協議会でも検討していただくことになっている。アウトプットとアウトカムについても、第2期の総合計画の指標では、すべての指標でアウトプットとアウトカムの両面からチェックできるように工夫していく。

溝口委員： 教職員のメンタルヘルスについては、これまでも課題であったが、取組に関しては飛躍的に良くなってきている。特に高校の取組は80パーセント台だったものが95パーセントに上がっているが、上がった要因はあるのか。

福利課長： 労働安全衛生委員会が義務付けられ、月に1回はメンタルヘルスに特化した研修をやったり、職場の健康づくり支援事業をやったりしている。健康管理の中でも平成25年度は教職員のメンタルヘルスの不調者が高止まりしていると説明している中で、学校自身が取り組みをしている結果であると思う。

溝口委員： これは不祥事の減少と比例するのではないか。元気な先生であり続けることが子どもの幸せにもつながるので、引き続き努力してほしい。

委員長： 民間企業では、売り上げが上がると、経営者から従業員までメンタルヘルスは向上する。その意味で言えば、全国学力・学習状況調査の正答率が上がれば先生のメンタルヘルスも向上するはずである。そのために教育委員会は工夫しながら、学校の先生にお願いしていくべきである。メンタルヘルスが悪化するような業務をして、外部から講師を招いて相談しても、根本的な解決にはならない。全体の雰囲気をよくするために、組織全体が活性化するような結果を我々で作っていこう。他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項1～4を了承した。

委員長： 続いて、報告事項5から報告事項7まで一括して事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば伺う。

報告事項5 平成26年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選抜の実施

委員長： 報告事項28頁「報告事項5 平成26年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選抜の実施」について、渡邊特別支援教育室長より説明願う。

特別支援教育室長： < 報告事項についての説明 >

報告事項6 三ヶ日青年の家の指定管理者の指定と引継ぎ

委員長： 報告事項32頁「報告事項6 三ヶ日青年の家の指定管理者の指定と引継ぎ」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： < 議案についての説明 >

報告事項 7 「地域の青少年声掛け運動」声掛け運動アンバサダーの委嘱

委員長： 報告事項 33 頁「報告事項 7 「地域の青少年声掛け運動」声掛け運動アンバサダーの委嘱」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： < 議案についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 「三ヶ日青年の家の指定管理者の指定と引継ぎ」についてである。スムーズな引継ぎができていていると思うが、三ヶ日フィールドパートナーズは合併会社であり、その点について以前の指定管理者と比べて良い面や悪い面はあるのか。また、連携はしっかりとれているのか。

社会教育課長： 引継ぎや合同訓練も行っているが、3つの会社が一緒になった合併会社であっても支障は発生していない。引き続き連携していくが、県としては主に、代表企業の㈱ヤタローと調整している。

溝口委員： ヤタローは地元では強いが、事業的に研修プログラムとは縁が薄いので、安全管理上で県ができることはしっかりサポートしてほしい。

社会教育課長： 県としても、できる限り参加していく。

高橋委員： 「平成 26 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選抜の実施」についてである。先ほどの議案で全日制課程について報告があったが、特別支援学校の高等部への進学も今年は増加するのか。

特別支援教育室長： 少し増える予定である。

高橋委員： 学級増となるのか。

特別支援教育室長： その予定である。

高橋委員： 詳細は定員が確定してから報告されるのか。

特別支援教育室長： 次回の定例会で議案とする予定である。

金子委員： 「「地域の青少年声掛け運動」声掛け運動アンバサダーの委嘱」についてである。この声掛けは、日常生活を想定しているのか。それとも良くない行為に対する声掛けか。

社会教育課長： 地域の大人と子どもの「おはよう」「ありがとう」のような日常的な声掛けを想定している。

金子委員： 子どもたちには、あいさつの声掛けだけでなく、「あいさつプラス一言」が、教育的効果がある。声掛けだけでは漠然としているので、「プラス一言」を検討してほしい。

社会教育課長： 「青少年声掛け運動推進研修会」もあるので伝えていく。

金子委員： プラス一言は、全国学力・学習状況調査の国語 A の結果にも関わってくることである。プラス一言で言葉を適時的確に使っていく。不意にあいさつして、そこで一言を発言すると、知的要素を伴った言語能力の訓練になる。深い思考力は日常の積み重ねで培うものであり、それによって P I S A 型国語力も上がっていく。

社会教育課長： 御意見を参考にしていく。

委員 長： 日本は情緒的な共有感がある。災害があると「かわいそう」で国民が一致する。しかし、論理的な共有感や連帯感は極めて少ない。日本の小説は恋愛小説ばかりであるが、欧米の小説はもっと論理的で恋愛は一部に過ぎず、欧米ではそういう本を沢山読む。読書の際も、論理的な本を読まない子どもたちの知性が偏ってしまう。「かわいそう」という感想だけでなく、どこかで論理的に歯止めをかけないと、社会は運営できない。それは今回の全国学力・学習状況調査でも言えることで、恋愛小説の良い部分もあるが、いくら読書しても恋愛小説だけでは学力向上にはつながらない。

他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項 5 ～ 7 を了承した。

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 25 年度第 15 回教育委員会定例会を閉会とする。